

にのみやで健康になろう
意見交換会

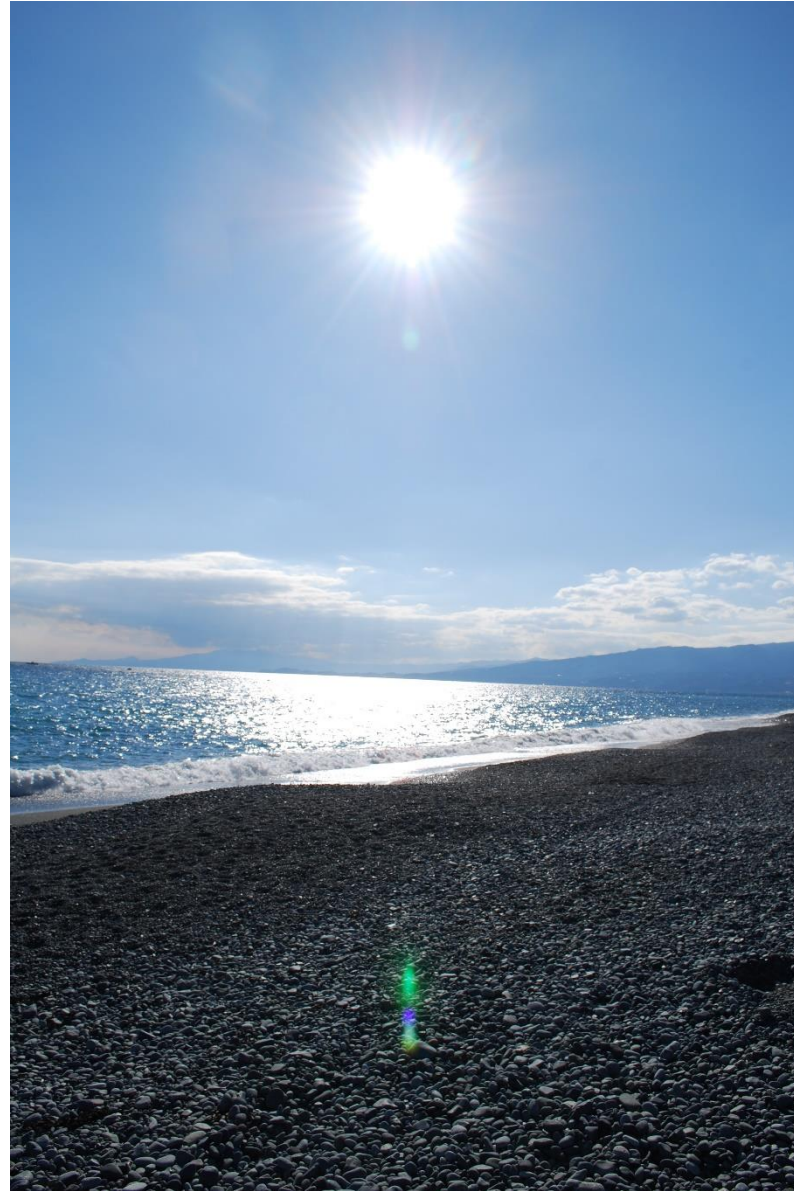
二宮町心身^き^ら^り健康づくり条例

平成29年7月17日
二宮町議会



©東京ハイジ／二宮町

二宮町は、温暖な気候、吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれ、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。





しかし時代とともに、二宮町
においてもライフスタイル
(核家族化・情報機器の飛
躍的普及)、生活習慣(食・
運動・睡眠など)、子どもの
遊びなどを取りまく環境が
変わってきた。





成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病など生活習慣病や癌、認知症、医療・介護を必要とする人が増え、子どもにおいては体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、あらゆる世代において、心の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている。

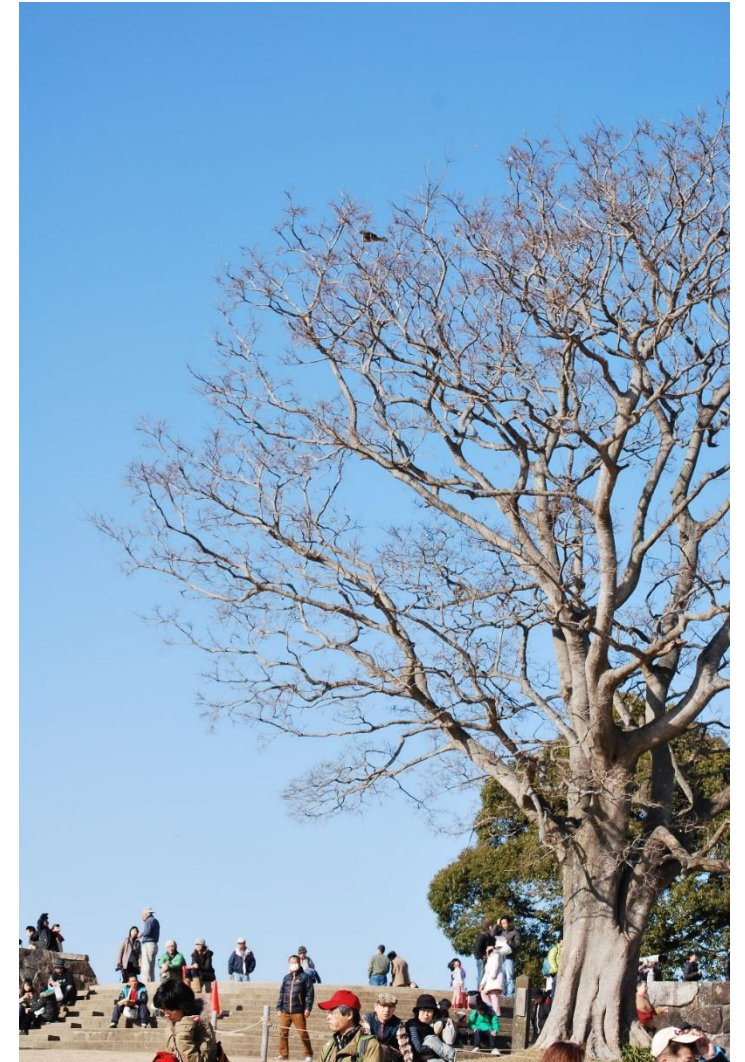


健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題としても取り組まれるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。



誰もが持続可能な地域社会を形成する一人ひとりとして、生涯にわたって心も身体もきらりと輝いて生きることを目指し、健康づくりはさらに継続的、計画的、総合的に行われ、かつ創造的でなければならない。

私たちは、わが町において、「心身きらり」の実現ができると確信している。



心身きらり健康づくり条例(案) 前文

"二宮町は、温暖な気候、吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれ、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、二宮町においてもライフスタイル(核家族化・情報機器の飛躍的普及)、生活習慣(食・運動・睡眠など)、子どもの遊びなどを取りまく環境が変わってきた。成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病など生活習慣病や癌、認知症、医療・介護を必要とする人が増え、子どもにおいては体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、あらゆる世代において、心の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題としても取り組まれるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。誰もが持続可能な地域社会を形成する一人ひとりとして、生涯にわたって心も身体もきらりと輝いて生きることを目指し、健康づくりはさらに継続的、計画的、総合的に行われ、かつ創造的でなければならない。私たちは、わが町において、「心身きらり」の実現ができると確信している。"

二宮町第5次基本計画

健康づくりの理念・
方向性を示す

心身きらり健康づくり条例

地域福祉計画

健康増進計画・食育推進計画

子ども子育て支援事業計画

障がい者福祉計画

高齢者福祉保健計画 及び
介護保険事業計画

部署横断的な取組み
を実現する

関連計画

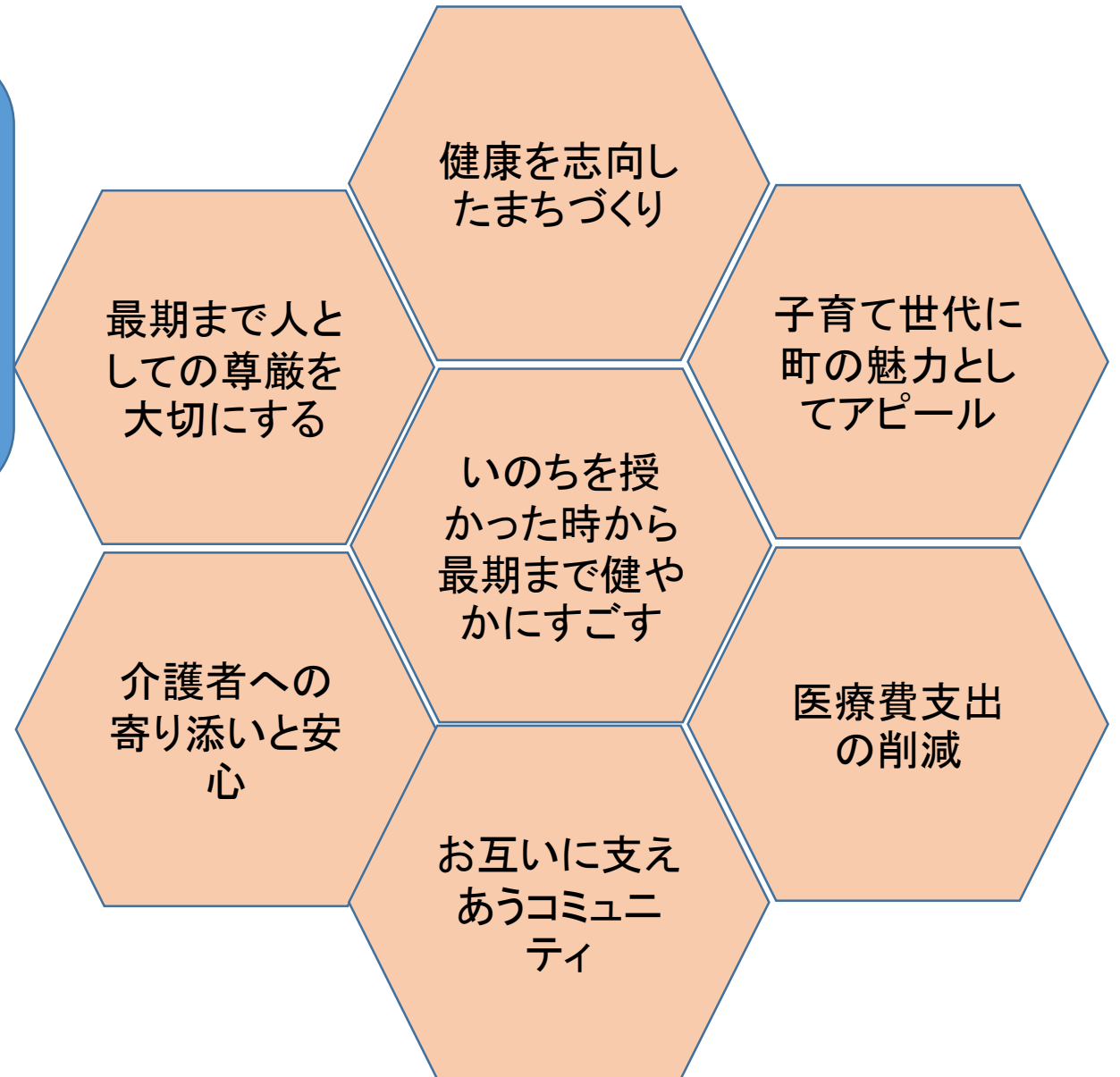
都市整備関連

社会教育関連

その他

心身きらり健康づくり条例のめざすもの

第3条 心身きらりは、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたり人とながり安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会とあらゆる場面において、主体的に健康づくりに取り組む地域社会の実現をめざす。



心身きらり健康づくり条例※ 構成

前文

目的(第1条)

定義(第2条)

基本理念(第3条)

町民の役割(第4条)

町の責務(第5条)

地域活動団体の役割(第6条)

事業者の役割(第7条)

計画(第8条)

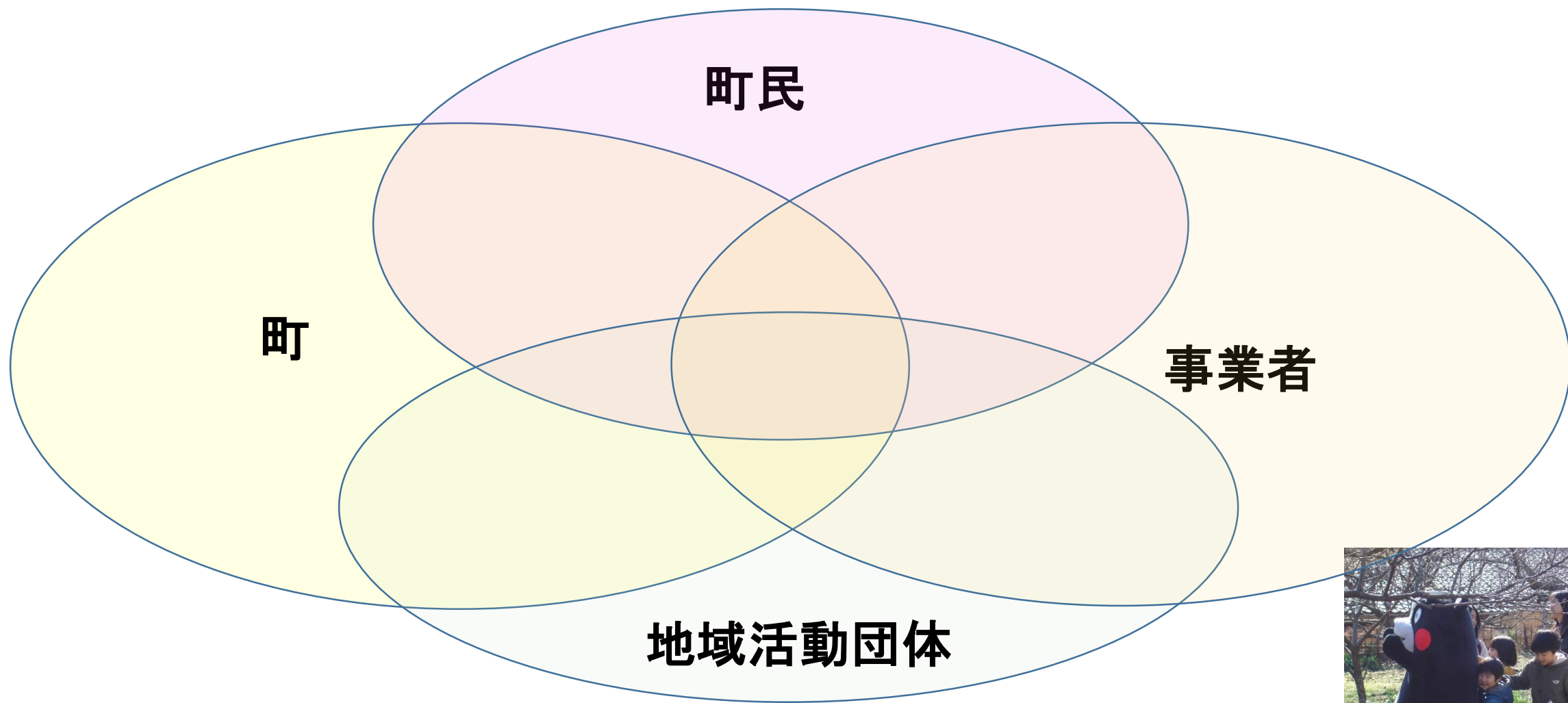
財政(第9条)

他自治体との連携(第10条)

委任(第13条)

※条例(案)は、現在町や関係者との調整中で、最終的な段階には至っていません。

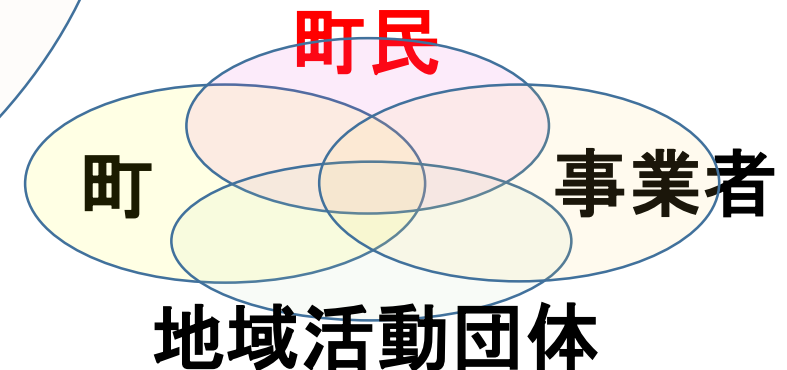
町の四者がそれぞれの役割を担って



町の四者がそれぞれの役割を担って：町民

第4条 町民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、主体的に取り組むよう次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 健康状態を把握すること。
- (2) 健康に関する知識と理解を深め、方策を身に付けること。
- (3) 食事、運動及び睡眠を中心とした生活習慣の向上を図ること。
- (4) 疾病等の状況に応じて、必要な対策を講ずること。
- (5) 健康づくりに関する活動に参加するよう努めること。



町の四者がそれぞれの役割を担って：町

第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえ、町民の健康づくりを推進するものとする。

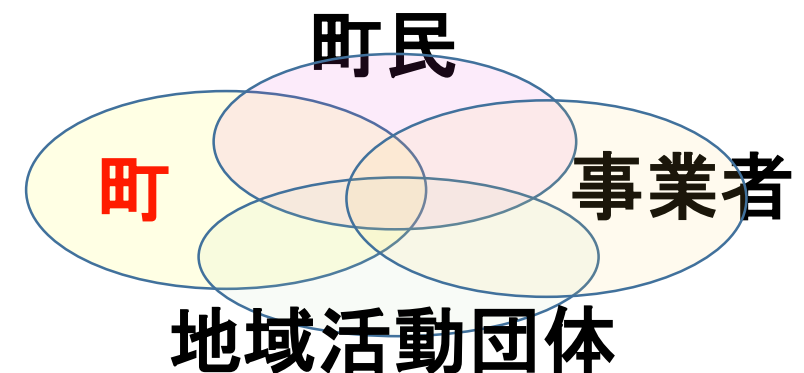
2 健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上

3 町民、地域活動団体、事業者の意見を反映させた健康づくりを推進するための環境整備

4 町民、地域活動団体及び事業者と協働した健康づくりの推進。情報提供・意見交換・学習の機会の設置

5 健康づくりに関する施策の計画的かつ効果的な実施

6 町民の健康状態等に関する調査及び分析、施策の評価と公表



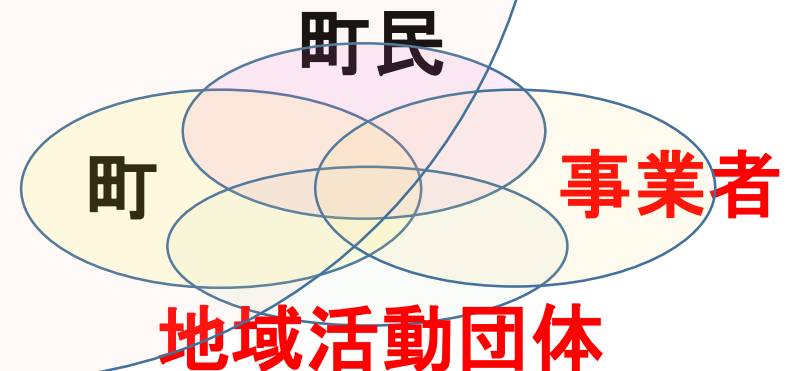
町の四者がそれぞれの役割を担って：地域活動団体、事業者

地域活動団体の役割

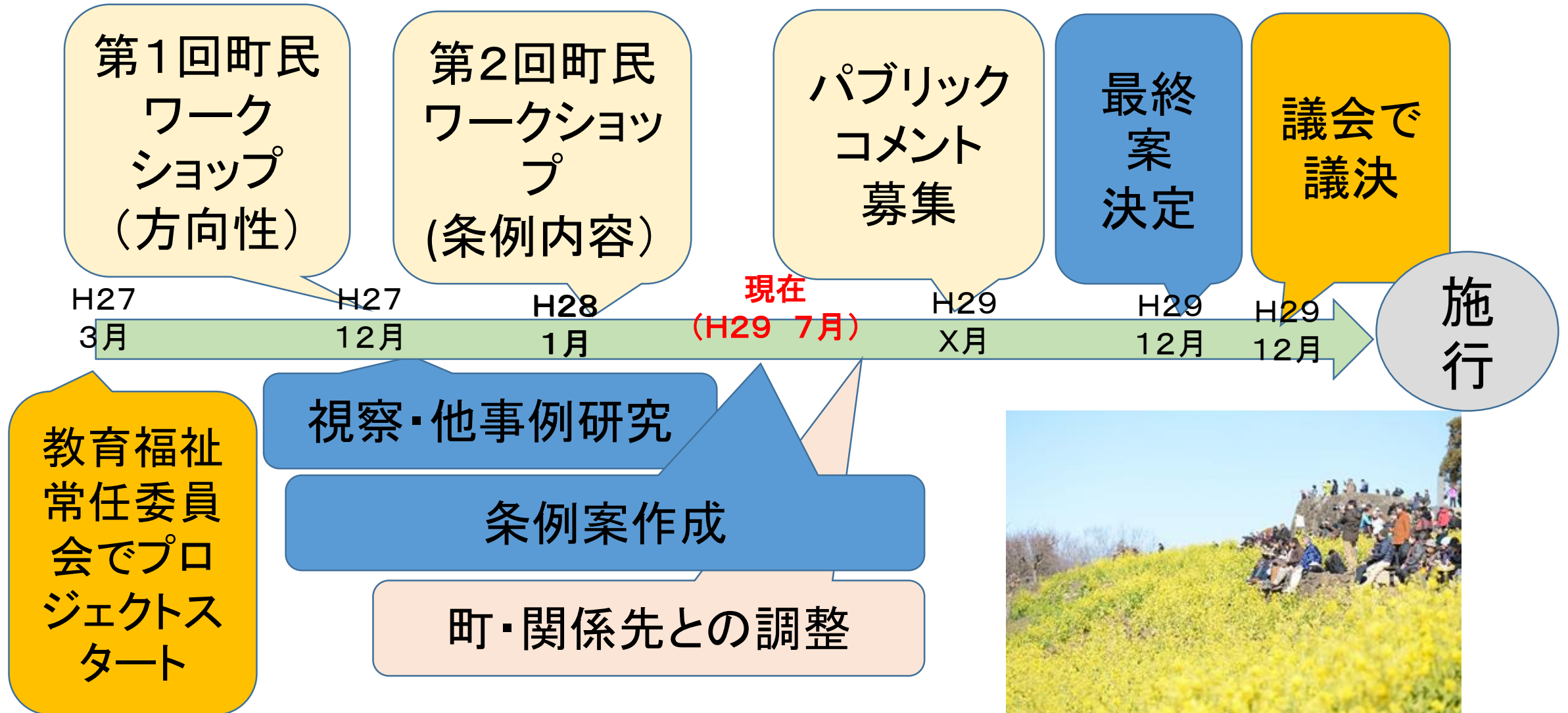
第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。

事業者の役割

第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。



心身きらり健康づくり条例策定へのステップ

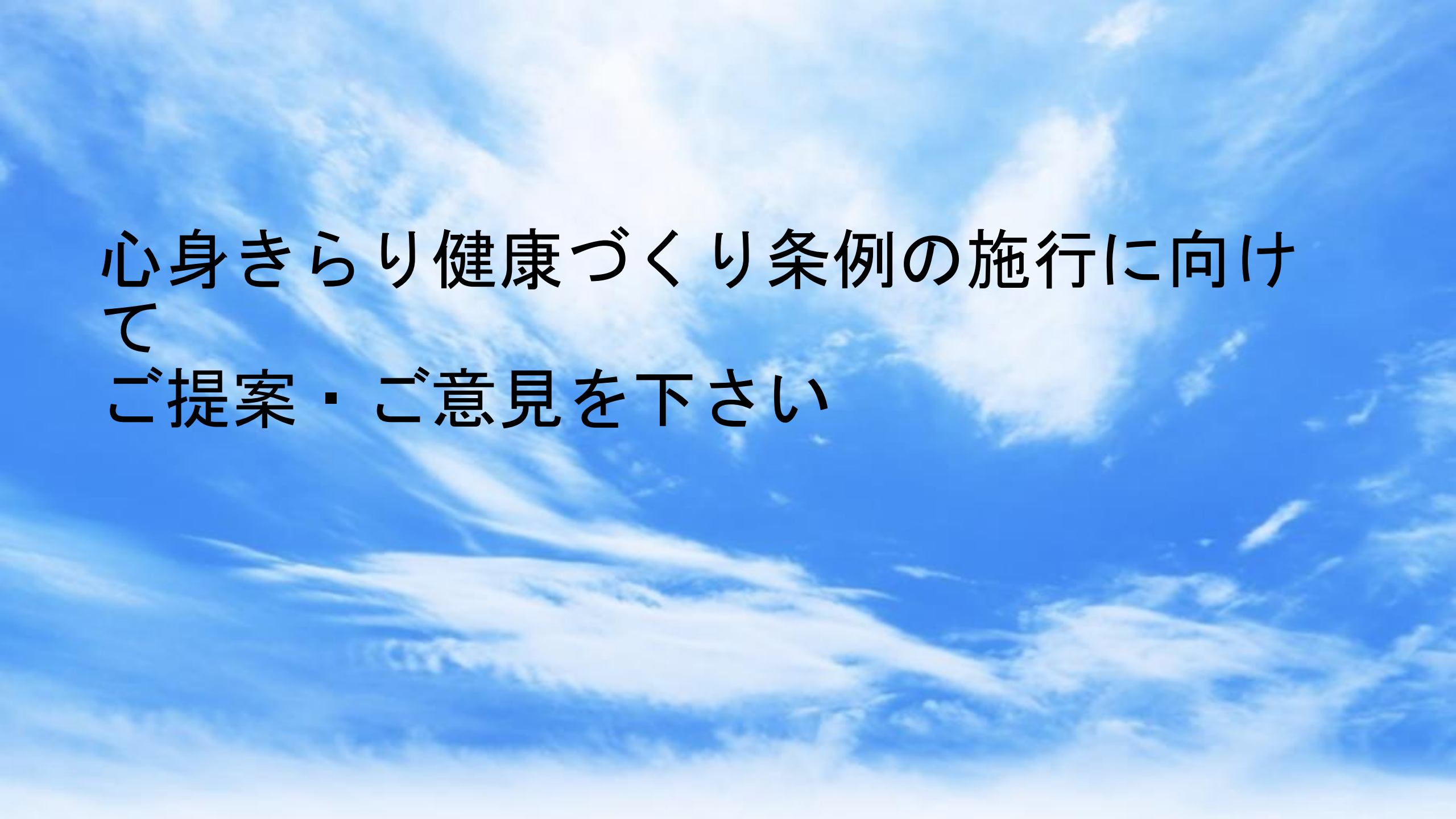


健康とは

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。(日本WHO協会訳)





心身きらり健康づくり条例の施行に向けて
ご提案・ご意見を下さい

資料編



©東京ハイジ／二宮町

町で始まる健康関連事業



にのはぐ

健康づくりステーション (未病センター)

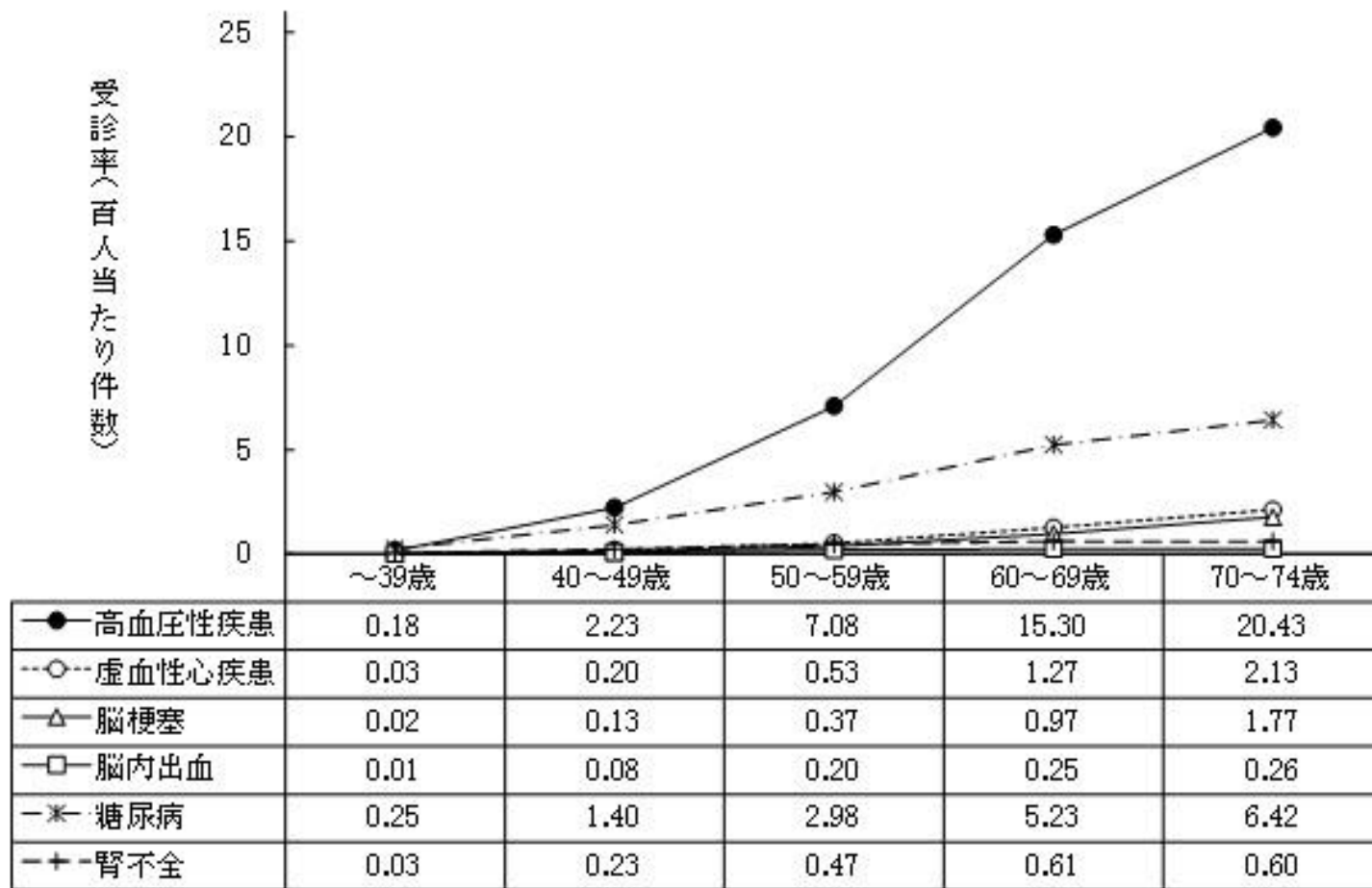


二宮町民の健康を取り巻く状況



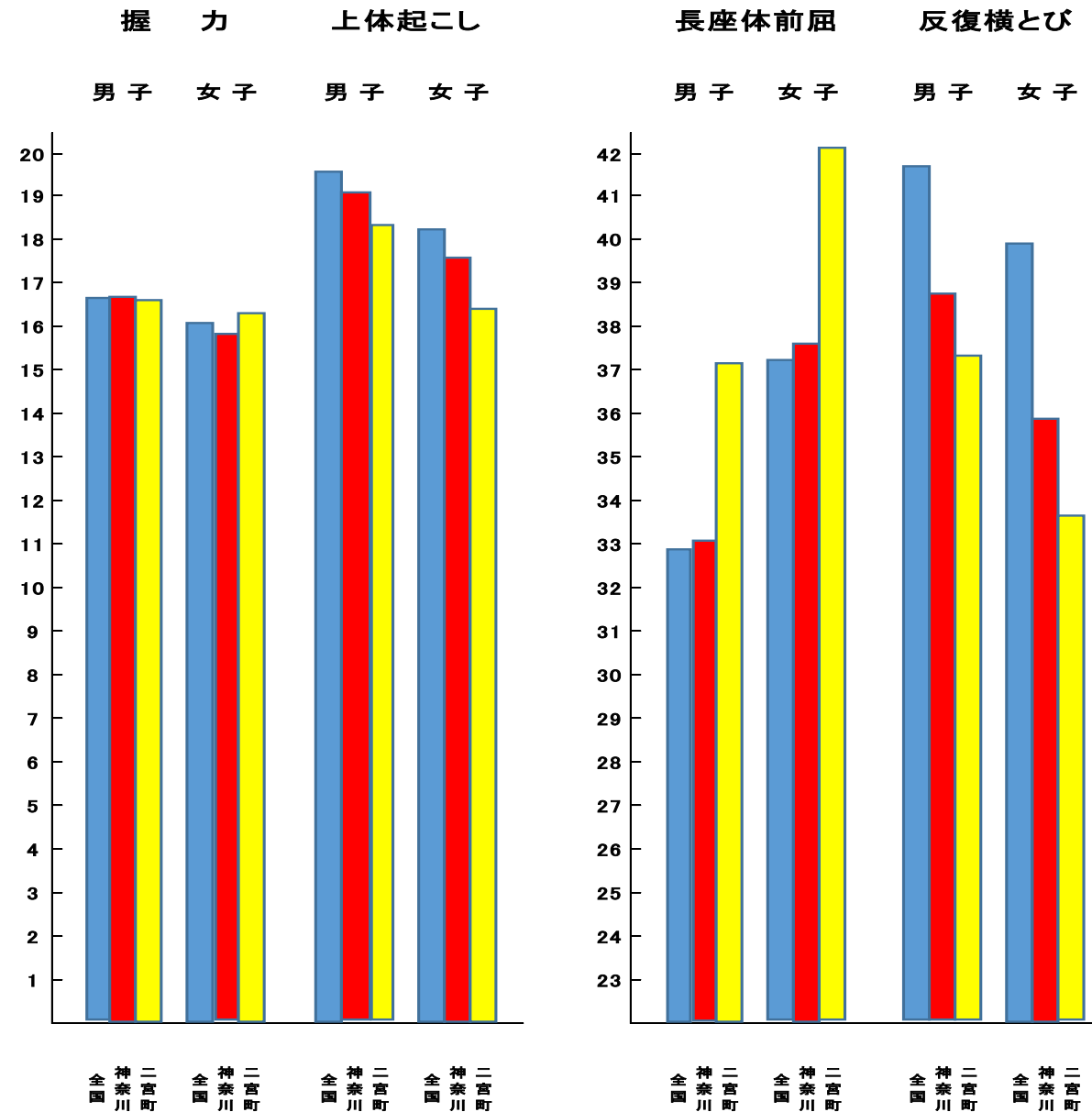
生活習慣病は二宮町でも大問題

神奈川県国民健康保険における主な生活習慣病の受診率[年齢階層別]



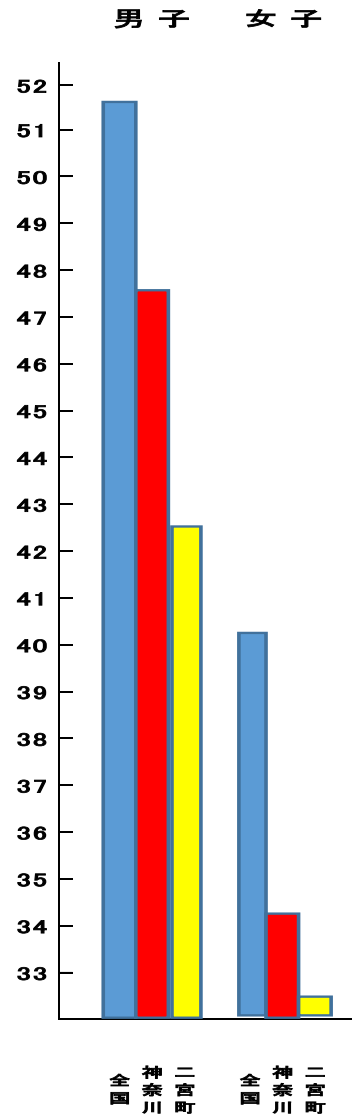
出典：神奈川県国民健康保険団体連合会
国保総合システム（平成26年5月）

子どもの体力低下 傾向は ストップできるか 平成26年度 小学校5年生新体力テスト 結果(1)

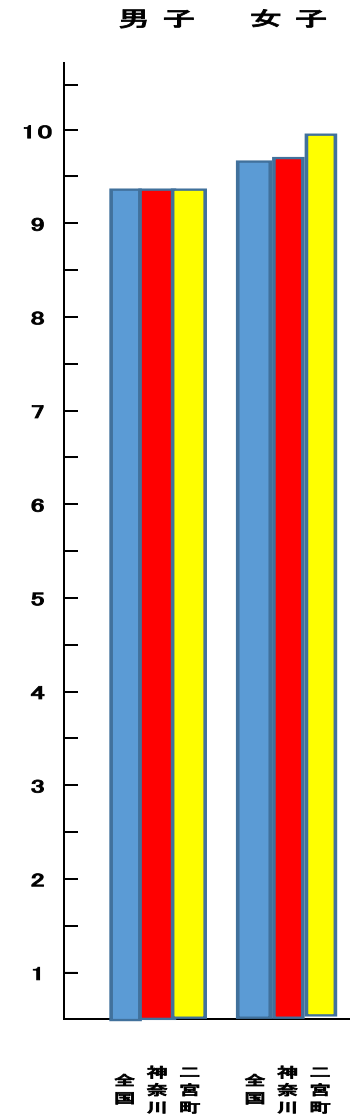


子どもの体力低下 傾向は ストップできるか 平成26年度 小学校5年生新体力テスト 結果(2)

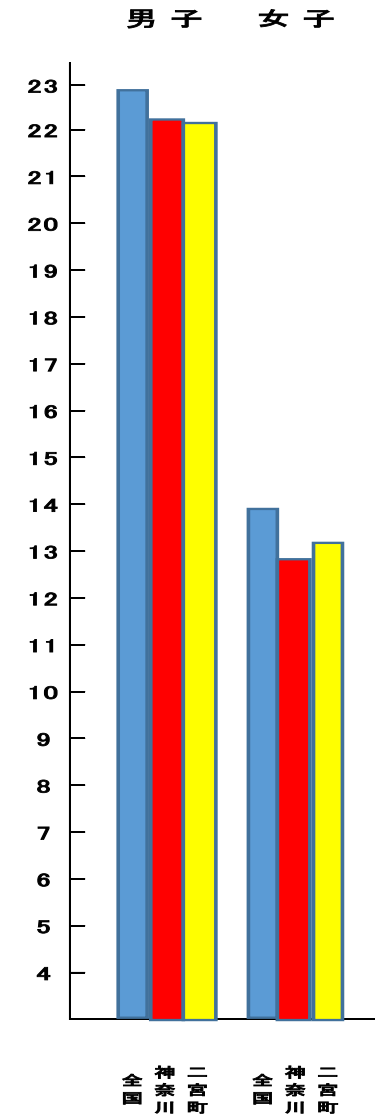
20mシャトルラン



50m走



ボール投げ



心身きらり健康づくり条例（案）

第1条 この条例は、心身きらりを目指し、基本理念を定め、町民及び町の責務並びに地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(1) 心身きらりとは、心と身体がともに健康である状態をいう。(2) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。(3) 町民とは、町内に居住、通勤通学、事業を行う者および納税の義務を有する者をいう。(4) 運動とは、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。(5) 地域活動団体とは、町内および地区において健康、福祉等に携わる団体をいう。(6) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。(7) 施策とは、① 栄養及び食生活に関する施策 ② 身体・脳の活動及び運動に関する施策 ③ 休養及び心の健康に関する施策 ④ 喫煙及び飲酒に関する施策 ⑤ 歯及び口腔の健康に関する施策 ⑥ 生活習慣病等疾病の予防、早期発見及び早期治療に関する施策 ⑦ 介護予防に関する施策⑧ 乳幼児、障害者、高齢者等の支援に関する施策⑨ 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策

第3条 心身きらりは、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたり人とつながり安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会とあらゆる場面において、主体的に健康づくりに取り組む地域社会の実現をめざす。

心身きらり健康づくり条例（案）

第4条 町民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、主体的に取り組むよう次に掲げる事項に努めなければならない。(1) 健康状態を把握すること。(2) 健康に関する知識と理解を深め、方策を身に付けること。(3) 食事、運動及び睡眠を中心とした生活習慣の向上を図ること。(4) 疾病等の状況に応じて、必要な対策を講ずること。(5) 健康づくりに関する活動に参加するよう努めること。

第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、町民の健康づくりを推進するものとする。2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上に資するよう努めるものとする。3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体、事業者の意見を反映させ環境の整備を図るものとする。4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換を行い、学習の機会を設けるものとする。5 町は、この条例の趣旨を踏まえ、健康づくりに関する施策を計画的かつ効果的に実施するものとする。6 町は、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行うとともに、施策を評価し公表するものとする。

心身きらり健康づくり条例(案)

第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。

第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。

第8条 町長は、総合計画に位置付けられた健康づくりに関する基本的な各種計画(以下「心身きらり関連計画」という)を定め、施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 心身きらり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。(1) 健康づくりの推進に関する各分野における目標、健康指標及び施策の方向 ① 生涯にわたる心と身体の健康の維持と増進② 子どもの心身の健やかな成長③ 高齢者・子ども・障がい者など要支援者の健康増進と社会参加の促進④ 健康増進を支えるまちづくり⑤ その他重要な分野 (2) 前項に掲げるもののほか、必要な事項

3 町長は、心身きらり関連計画を策定するときは、各協議会の意見を聴くとともに、町民、地域活動団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、心身きらり関連計画を定め、又は変更したときは、速やかに公表する。

心身きらり健康づくり条例（案）

第9条 町は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条 町は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。

（第11条 町民の関心と理解を深めるため、心身きらり推進期間を設ける。）

（第12条 町は、心身きらりの実現に関し必要な事項を協議するため、二宮町健康づくり推進協議会を設置する。）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。